○総務省令第 号

電 気通 及び同法を実施するため、 信 事業法 昭昭 和 五. 十九九 基礎的 年法律第八十六号) 電 気通 信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規 第百九条第一 項及び第百十条第二 項 \mathcal{O} 規 則 定 に 0 基 部 づ

を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 菅 義偉

基 礎 的 電 気通 信 役 務 の提 供に係る交付金及び負担金算定等規 則 \mathcal{O} 部を改正する省

基 礎 的 電気 通 信役 務 \mathcal{O} 提 供に 係 る交付金及び 負担 金算 定等: 規則 平 ·成 十 兀 年総務省令第六十 匹 号

の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 当分の 間、 次の表 \mathcal{O} 上欄に掲げる規定の適用については、 これらの規定中 同 表 \mathcal{O} 中 欄に掲げる

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二倍の額を加えた額		
ログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の		
除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナ	除して得た額	
基準単価	平均単価	第二条第三号

平	第五条第一項第一号 平	平	第二条第六号 平
-均単価	-均原価	-均単価	-均原価
基準単価	基準原価	基準単価	基準原価

附則

施行期日)

この省令は、 公布 O日から施行し、 平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。

(経過措置)

1

2 金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の よる認可を受けようとする場合における改正 の省令の施力 行 0 日 \mathcal{O} 属する年度に電気 通 後 規定の適用に 信 \mathcal{O} 事 基礎的 業法第百九条第 電 気通 ついては、これらの 信役務 項及び第百十条第二 の提供に係る交付金及び 規定中「六月」とあ 項 0 規定に 負担

るのは「七月」とする。